

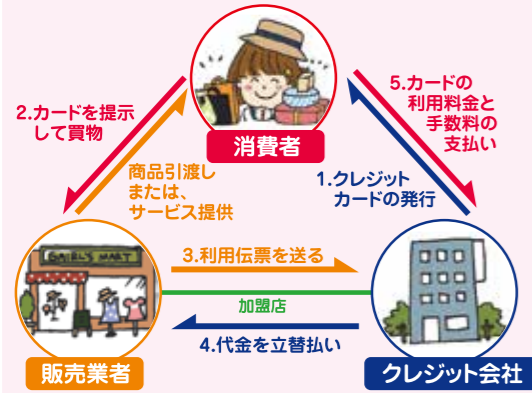
# 消費者トラブル回避のために知っておきたいポイント!

## 1. クレジットでの買い物も「借金」のひとつ!

クレジットは、手元にお金があっても欲しいものを買うことができる、大変便利なものです。しかし、使いかたを間違えば返済が滞り、**借金**が雪だるま式に増えていく、**危険なものでもあります**。クレジットで買い物する事は、実は「借金」を作っていることだと忘れず、仕組みをよく理解して、慎重に、上手に利用しましょう。

### クレジットカードのしくみ

クレジットカードショッピングは利用者と販売業者のほかに、代金の立替払いをするクレジット会社が入る3者間契約になります。

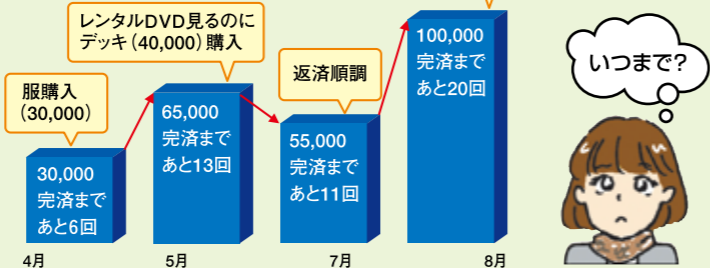


### リボリング払い(リボリングシステム)にご注意!

利用金額に関係なく、毎月同額か同率の金額を支払う返済方法。略して「リボ払い」とも呼ばれます。最近では、利用残高が多いと返済額も増えるスライド式のリボもあり、翌月の返済額が分かりにくくなっています。毎月の最低返済額が比較的少額なので、支払いやすいと思われがちですが、返済期間が長期化し、総支払額もふくらんでしまいがちです。支払っても支払っても元金が減らないといった相談もあります。さらに、返済のために新たな借り入れを重ねるようになり、多重債務で苦しむ場合もあります。

#### リボ払いイメージ

例: 支払額/月々5,000円(定額)に手数料を加えて返済



## 2. クーリング・オフ制度を利用しよう!

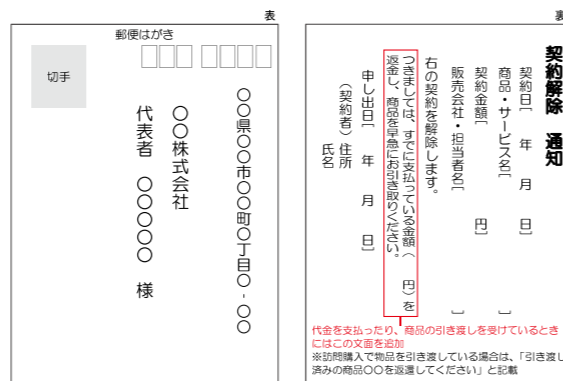
訪問販売などの特定の取引では、消費者が冷静になってよく考える期間を与え、その期間内であれば、**消費者から一方的に無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる「クーリング・オフ制度」**があります。

### 《特定商取引に関する法律で規定されているクーリング・オフ一覧》

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での商品・サービス・指定権利の取引(商品とサービスの一部の例外は除く)	8日間
電話勧誘販売	店舗外での商品・サービス・指定権利の取引(商品とサービスの一部の例外は除く)	8日間
特定継続的役務提供	5万円を超えるエステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療を一定期間継続する契約(店舗契約を含む)	8日間
連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)	すべての商品・サービス(店舗契約を含む)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	すべての商品・サービス(店舗契約を含む)	20日間
訪問購入	原則すべての物品 【対象外】自動車(二輪を除く)、家具、家電(携行が安易なものを除く)、本、CD、DVD、ゲームソフト類、消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合など	8日間

### 《クーリング・オフの方法》

#### はがき(特定記録郵便・簡易書留)の場合



- ポイント**
- はがきの表と裏のコピーをとって保管します。
  - 「特定記録郵便」または「簡易書留」で郵便局の窓口へ提出し、受領証をもらって送付します。
  - クレジットで支払うこととした場合はクレジット会社に通知し、念のため販売店にも通知しましょう。

## 3. あなたのまちの相談窓口

あなたの住んでいるまちの消費生活相談窓口をメモしておきましょう。

名称

電話( ) -

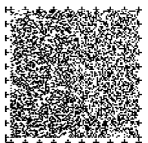
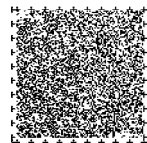
**広島県生活センター**

〒730-8511 広島市中区基町10-52 (広島県環境県民局消費生活課)  
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/

消費生活相談 ☎082-223-6111 県民相談 ☎082-223-8811

<受付時間>月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)、9～17時

メールでの相談は 広島県消費メール相談 で検索



令和3年2月発行(改訂版)

# あなたの周りにひそむ！ 消費者トラブル



相談員 山田さん

## 契約3カ条

- 口約束でも契約は成立
- 成立した契約は原則解消できない
- 騙されたり、無理矢理結ばされたしまった契約は解約できる場合がある

広島県生活センター

監修/弁護士・東京経済大学教授: 村 千鶴子

# キャッチセールス

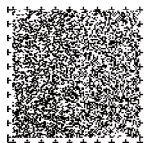
街中で声をかけ、事務所などへ連れて行き、断れない状況に持ち込んで高額な商品を買わせるキャッチセールス。特に20代女性の被害が多いのですが、男性の被害も報告されています。

化粧品、絵画、アクセサリー、エステサービスによるものが多いです。



## アドバイス

- ◎簡単について行かない
- ◎強引な勧誘はきっぱり断る
- ◎安易に連絡先を教えない
- ◎「今だけ」「今なら」はウソ



# アポイントメントセールス

「おめでとうございます! 当選しましたので賞品を取りに来てください」というSNSによるメッセージやメールで誘い出し、高額な商品やサービス購入の契約をさせるアポイントメントセールス。その中で、SNSやメールで親しくなり、男女の恋愛感情を利用して、デート気分させ、ホテルの貸会場や事務所に連れて行き、高額な商品を買わせるのがデート商法。どちらも悪質商法です。



## アドバイス

- ◎知らない異性、相手からの連絡は要注意
- ◎安易に知らない人に会いに行ったりしない



# 通信販売・オンラインショッピング、ネットオークション

テレビや雑誌広告、カタログ、チラシなどで商品を見て注文・購入する通信販売は、実物を見ることができないため、トラブルが起こりやすいもの。返品など、購入にあたっての条件をきちんとチェックしておくことが必要となってきます。また、24時間注文できるオンラインショッピングや欲しいと思っていた商品を安くゲットできるネットオークションでも、通信販売と同じようにトラブルが多発しています。



## アドバイス

- ◎商品の広告等はしっかり取っておく。広告内容を確認する
- ◎広告の業者、ショップや出品者、サイトの評判を調べる
- ◎取引条件をしっかりと読む(クーリング・オフの対象外!)
- ◎ネットオークションで個人出品者との取引は避けた方が無難

# マルチ商法

消費者が販売員(会員)として販売組織に入り、自分の下に販売員(会員)を増やしていくことで、ねずみ算式に販売組織を広げていくマルチ商法。誘い文句は「簡単にもうかる」ですが、実際には思ったように売れないことがほとんどです。また、友人や知人を入会させてトラブルとなるケースも。最近では、インターネット広告で、簡単にもうかる在宅ビジネスのように紹介されることもあります。



## アドバイス

- ◎「必ず」「簡単に」「だれでも」もうかるようなおいしい話はない
- ◎「あやしい」「ちょっと変」と思ったら行かない
- ◎安易に話に乗らない

甘い話にだまされず!



# アダルトサイトによるワンクリック請求

クリックしただけで登録され、登録料等を請求されます。最近では、無関係のサイトから誘導される、退会した後に別の業者から登録料の支払いを請求される、「不正アクセスの被害届を出す」など脅かして請求するなど、手口が悪質になっています。申込内容の確認・訂正画面がないものは無効で、支払義務はありません。

男女を問わず多いトラブルです。



## アドバイス

- ◎「無料」に惑わされない
- ◎興味本位でよくわからないメールを開いたり、記載されたURLにアクセスしない
- ◎業者に連絡したり、お金を払ってしまう前に相談を!
- ◎メールアドレスの変更も検討

